

道路への出入口をつくるにはどうしたらいいの??

2019.02.27



みなさんが道路沿いに家やお店などを建てたとき、駐車場や車庫から道路へ車などが出入りできる出入口が必要な場合が多いですね。

でも、

「歩道に段差があって車で出られないよ～」

「縁石やガードレールを撤去しないと出入口が作れない！」

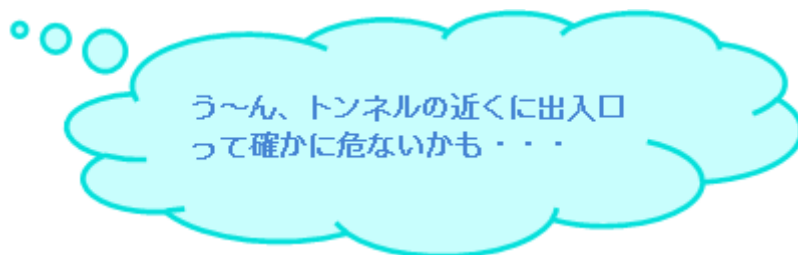
そういったときはどうすればよいのでしょうか??

出入口を必要とする理由があり決められたルールにしたがえば、道路管理者の許可を受けて道路の構造を変更して出入口をつくることができます。

ルールってどんな?

たとえば、

- 使用目的が決まっていないのに、とりあえず出入口だけを作ることはできません。
- 交差点や横断歩道、バス停、トンネルの近くには作れません。
見通しの悪い場所や交通事故多発地点の近くもダメ。
- 歩行者などの安全性を第一に考えること。



このほかにも、

- 出入口は1か所が原則。ガソリンスタンドなど出入が多い場合は協議により2か所以下。
- 出入口の取付け角度は90度にする。
- 出入りのために歩道を横切る場合は、車の重さに耐えられるような舗装に変える。

などなど・・・！

いろいろなルールがあるようです。

これらのルールにしたがって工事の計画について話し合い、実際に出入口を作っても大丈夫かどうかを道路管理者が審査します。

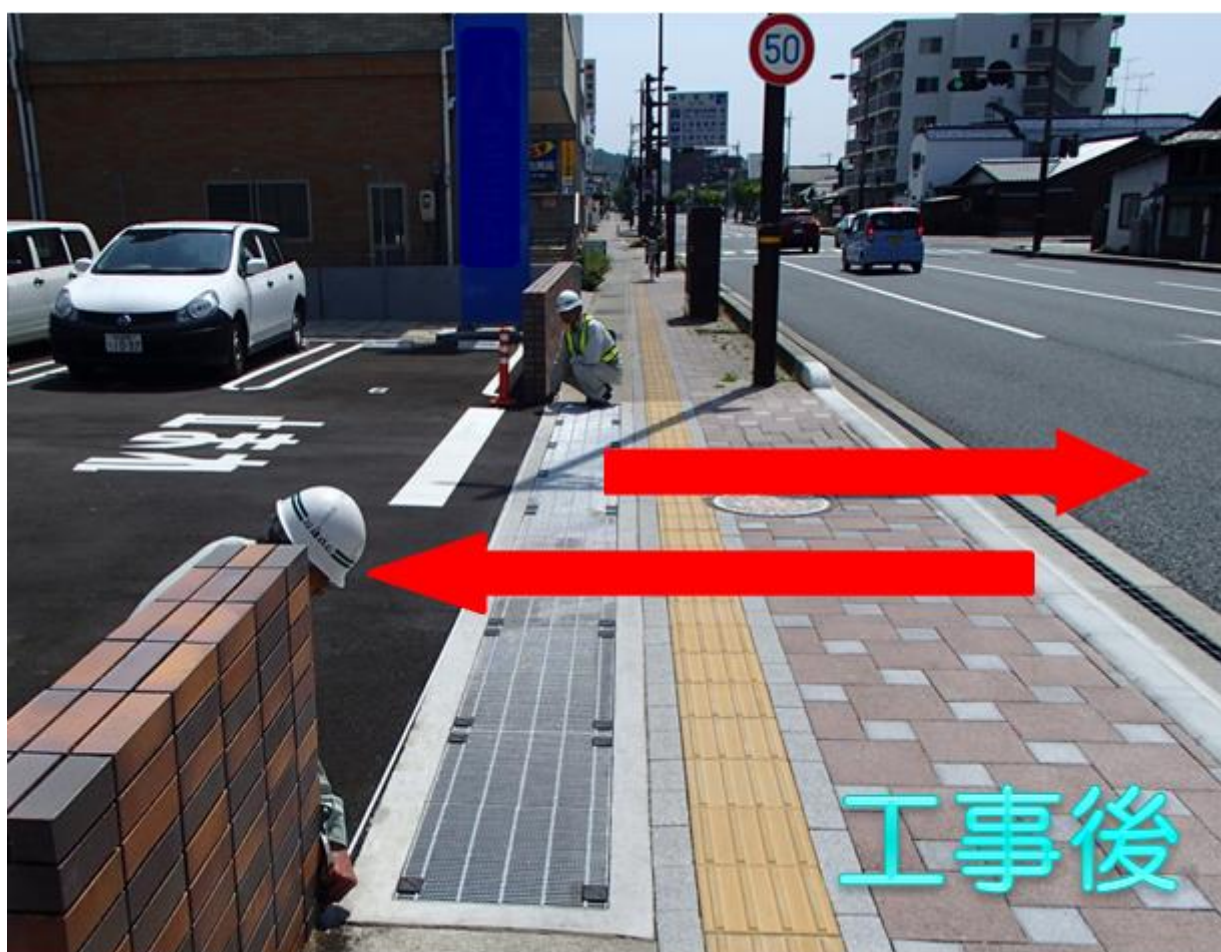
もちろん実際に現地に行ってみて、新しく作られる出入口が道路や歩道にどのように影響するかなども考えます。

その後、具体的な図面や写真など詳しい申請必要書類を提出してもらいます。これらの書類作成や工事は、費用負担も含めて申請者に実施していただくことになります。

また、完成後には道路区域部分は道路管理者へ引き継がれ、維持管理されます。



縁石があるので、このままでは道路に出られません！！



縁石が低くなり、車で出入できるようになりました！！
水路の蓋も、車がのっても大丈夫なように強い蓋に変更されました。



ルールを守って許可どおりに工事が行われたかどうか、完了後に道路管理者が検査をします。



これらのルールは、道路の使いやすさや歩行者の安全性を保つためにあるのです！！

「せっかく出入口を作るのですから、いろんなルールがある中でなるべく希望にそった形になるように努めています。

現地には完了検査などで最低 3 回は足を運びますし、何度も打合せをしたり書類を整えていただいたり、思った以上に時間がかかります。

なので、出入口計画がある際には時間に余裕を持って相談に来てください！」

申請許可担当者からのお願いでした！

いかがですか？？

毎日何気なく通っている道路ですが、このようなルールがあることを知って頂けましたか？

道路はみんなの財産です。

すべての人にとって、安全・安心して使えるよう心がけています！！

著者：岡南維持出張所 N